

伊達市部活動

地域クラブ活動

指導の手引き



心豊かに 未来を拓く

活力あふれる 人づくり

令和7年6月

福島県伊達市教育委員会

目 次

◎ 教育長あいさつ	1
1 学校教育における部活動の教育的意義について	2
2 学校部活動と地域クラブ活動等との連携について	3
3 部活動指導員及び外部指導者の活用について	4
4 部活動における適切な指導について	6
5 部活動における不適切な指導の禁止について	8
6 部活動における事故の防止について	9
7 事故発生時の対応について	13
8 生徒間トラブルの対応について	16
9 生徒・保護者との関係づくりについて	22
10 特別な支援を必要とする生徒の理解について	24
11 これからの地域スポーツを担う人材育成のために	28
12 よりよい学校部活動における指導について	30
13 伊達市が目指す部活動地域移行の方向性	31
資料 伊達市立学校に係る部活動の方針	34
伊達市立中学校部活動指導員設置要綱	41
望ましい部活動指導のためのチェックシート【指導者用】	45
全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程	
全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程	46

※ 本手引きは、中学校の部活動や地域クラブ活動を主として作成しているため、「児童生徒」ではなく「生徒」と表記していますが、小学校の特設クラブ等についても本手引きの指針を準用します。

◎ 教育長あいさつ

学校における部活動は、長年にわたり、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の体得、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に資するとともに、我が国のスポーツ・文化芸術振興に対しても大きな役割を担ってきました。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活躍を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、生徒指導上の問題行動の発生抑制や保護者との信頼関係の構築など、学校運営上の意義も有してきました。

しかしながら、少子化が進展する昨今は、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況になっています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が部活動の顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも、難しい状況となっています。さらに、学校、家庭及び地域が連携・協力し、児童生徒の成長を支援する中で、地域のスポーツ団体や指導者、施設などの資源と学校との連携・協働が十分ではない状況が見られるのも事実です。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な部活動環境を整備する必要があります。

このような状況を鑑み、本市においては、令和5年度に「伊達市部活動地域移行検討委員会」を設置し、関係団体と協議を重ねながら、伊達市に適した部活動地域移行の形を検討してきました。その中で、複数校による合同練習会、競技団体主体の部活動を計画実行し、地域移行に向けた課題の明確化及びその解決に取り組んできたところです。

本手引きは、学校と家庭と地域がともに生徒の成長を支える地域移行を実現するための行動計画として策定した「伊達市部活動地域移行推進計画（令和7年2月）」を踏まえて、部活動指導者の適切な指導の実施に向けた指針として作成したものです。

本手引きが、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもとで、部活動顧問、部活動指導員、外部指導者等のすべての部活動の指導者に指導の基本書として活用され、部活動の一層の充実が図られることを切に願います。

令和7年6月

伊達市教育委員会教育長
渡 部 光 肢

1 学校教育における部活動の教育的意義について

「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 文部科学省」

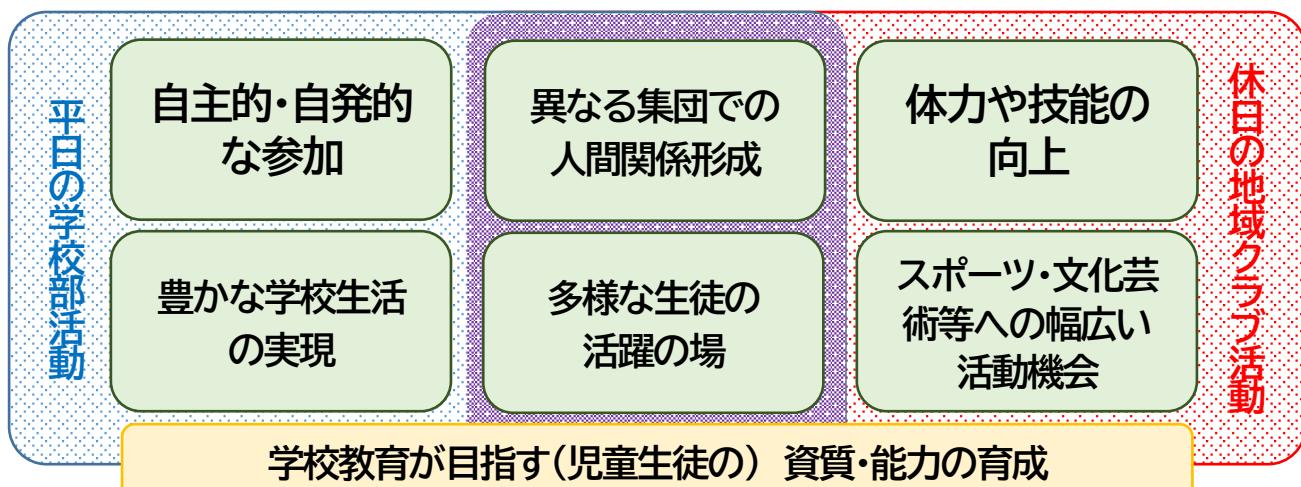
「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」より

第5節 学校運営上の留意事項

③ 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

キーワードは…



学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動である。学校部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会もある。学校部活動は、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有している。

<学校部活動の教育的意義>

- ◇ 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い。
- ◇ スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等の資質・能力の育成に資するものであるとの意義を有する。
- ◇ 中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな

生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることが期待される。

<望ましい学校部活動の在り方>

- ◇ 「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、知・徳・体のバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。
- ◇ 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動となるように留意すること。
- ◇ 学校全体として学校部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ◇ 可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

<留意すべきこと>

- ◇ 学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。
- ◇ 部活動の設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあります、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。
- ◇ 生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、バランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。
- ◇ 過度な勝利・結果至上主義により、生徒の発達に悪影響を与えないこと。

2 学校部活動と地域クラブ活動等との連携について

「部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について（令和6年12月） 文部科学省」
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）スポーツ庁・文化庁」より

部活動改革については、学校部活動と地域クラブ活動との連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況にある。このような状況を受け、学習指導要領解説において、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

<学習指導要領解説の見直し「イ 学校と地域クラブとの連携等」>

- ◇ 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有する。

- ◇ 実施にあたっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。
- ◇ 学校の生徒が、地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。
- ◇ 生徒が平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導にあたる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要である。
- ◇ 生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知する。

ポイント！

- ① 部活動も地域クラブ活動も、勝利やよい成績を残すこと目標として取り組むが、目的は生徒自身の成長であることを意識する。
- ② 専門的な技能や知識を伝えることと同じくらい、生徒のアイデアや考えを取り入れることを大切にする。
- ③ 所属するクラス等とは異なる集団で、生徒自身が人間関係を築いていくことも大きな目的と考え、集団づくり・チームづくりを進める。

3 部活動指導員及び外部指導者の活用について

「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」より
部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動は「学校教育の一環として進められる教育活動である」ことを踏まえ、学校の教育目標や方針、学校部活動の目標等について共通理解を図るとともに、指導に必要な情報を学校と相互に共有することが大切である。

特に、部活動指導員は、平成29年4月1日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第4号）」により、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を職務として学校教育法施行規則に新たに位置付けられたため、学校の教職員の一員として、上司の職務上の命令に従う義務を有す。

また、部活動指導員は、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守することに関し、任用前及び任

用後の定期において研修を受ける必要がある。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

（部活動指導員）

第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものと除く。）に係る技術的な指導に従事する。

伊達市中学校部活動指導員設置要綱（令和2年9月1日教委告示第4号）

（職務）

第10条 部活動指導員は、その職務を遂行するに当たり、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 部活動指導員は、その職の信用を傷つけ、又は生徒及び保護者等の信頼を失うような行為をしてはならない。
- 3 部活動指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 部活動指導員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守しなければならない。

＜部活動指導員及び外部指導者として留意すべきこと＞

- ◇ 部活動指導員及び外部指導者を活用する場合は、次の内容について留意する。
 - ・校長は、指導するスポーツ・文化芸術に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者を配置するとともに、学校全体で配置の方針等を確認し、保護者にも周知する。
 - ・部活動顧問は、部活動指導員及び外部指導者と、活動方針や活動内容、活動計画の作成などについて、常に情報を共有し適切に連携を図る。
- ◇ 部活動指導員及び外部指導者は、校長と次の内容について確認する。
 - ・緊急連絡体制、事故発生時の対応等、生徒間トラブルや生徒からの相談などへの対応方法、不適切な指導と体罰の禁止、定められている練習時間や休養日等。
- ◇ 部活動指導員及び外部指導者は、次のような指導は問題となることを理解する。
 - ・独自の判断により、活動日程、活動場所、活動内容等を変更したり、練習試合や大会等へ参加したりすること。
 - ・学校で定めた活動時間を守らなかつたり、学校外で独自の指導を行つたりするなど学校の方針に反する指導等を行うこと。

4 部活動における適切な指導について

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）スポーツ庁・文化庁」

「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」

「伊達市立学校に係る部活動の方針（令和7年6月）伊達市教育委員会」より

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者（以下、部活動の指導者）は、学校部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。また、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。

＜心身の健康管理の徹底＞

- ◇ 部活動の指導者は、生徒の心身の発達を考え、適切な負荷と適度な休養を確保した活動計画を立てること。その際「伊達市部活動ガイドライン」を遵守する。
 - ・学期中は、平日週1日及び土日いずれか週2日以上の休養日を設ける。
 - ・土日に大会等がある場合は、1か月以内の別日に休養日を振り替える。
 - ・長期休業中の土日及び学校閉庁日は、原則休養日とする。
 - ・練習時間は、平日2時間、休日3時間を上限とする。
 - ・大会等への参加については、生徒や家庭に過度な負担をかけないように計画する。
- ◇ 部活動の指導者は、生徒の活動に対する意欲を高める「動機付け」を意識し、特に称賛や励ましを重視した指導を行う。
- ◇ 部活動の指導者は、個々の生徒の発達段階や健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けるなど、生徒の疲労状況や精神状況を把握しながら指導し、部活動終了後の体調確認も忘れずに行う。
- ◇ 部活動の指導者は、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導にあたる。

＜指導者としての心構え＞

- ◇ 部活動の指導者は、無理のない練習を心掛けるとともに、生徒自身が主体的に自分や他人の安全を確保できるように指導を重ねる。
- ◇ 部活動の指導者は、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- ◇ 部活動の指導者は、常に最悪の場合を想定し、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解するとともに、緊急時に適切に対応できるようにする。

- ◇ 部活動の指導者は、障がいのある生徒一人一人の障がいの程度や状態、配慮事項等を部活動の指導者間で把握するとともに、行動の観察と危険を予測しながら指導にあたる。
- ◇ 部活動中に、頭を強く打ち付けた場合は直ちに活動を中止し、脳神経外科等の専門医を受診するとともに、セカンドインパクト症候群（一度目が軽微であっても二度目の症状が重篤になること）に注意し、慎重に対応にあたるようにする。
- ◇ 部活動の実施にあたっては、「暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等」を目安に対策を講じる。
- ◇ 雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM2.5などの気象情報も事前に収集しておく。

暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数(WBGT)による基準域	注意すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
危険 31以上		高齢者においては、安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は、運動を中止する。特に子どもの場合には、中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満	すべての生活活動でおこる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり、水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は、定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

（「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂：環境省）より作成）

<合理的かつ効率的・効果的な活動の推進>

- ◇ 運動部の指導者は、科学的な理論や根拠に基づいた指導法や新たに開発された練習法などを積極的に習得し、日頃の指導に生かす。体育・スポーツの研究によると、筋力や全身持久力をはじめとする体力の要素は、適切な休養と栄養の補給を挟みながら運動することで運動前よりも体力が向上することが明らかになっている。
- ◇ 文化部の指導者は、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。生徒の文化芸術等の能力向上や生涯を通じて文化芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

- ◇ 部活動の指導者は、技術指導の内容とともに、生徒の発達段階や成長による心身の変化、(心理、生理、休養、栄養)、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な指導力を身に付け、それらを向上させる必要がある。

5 部活動における不適切な指導の禁止について

「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」
「信頼されるより学校づくりを職場の力で（令和7年3月）福島県教育委員会」
「伊達市立学校に係る部活動の方針（令和7年6月）伊達市教育委員会」より

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等を行うことはもちろん、懲戒として体罰が禁止されている。また、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為も許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

<体罰・ハラスメントの根絶>

- ◇ 学校部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止だけでなく、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ◇ 体罰は、学校教育法に違反する行為であり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。体罰が、「熱心な指導」「厳しい指導」として正当化されることはない。
- ◇ 部活動の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）が、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導にあたる。
- ◇ 生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは行わない。

<体罰等の許されない指導と考えられる行為の例>

- ◇ 殴る、蹴る等
- ◇ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全点検の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- 例**
- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等、特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

- ◇ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威圧的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

- 例**
- ・生徒が部活動の指導者の期待に応えていないと感じたことなどに対して、侮辱的な言

動を繰り返す。

◇ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

例 ・指導を行っている部活動の女子生徒に対して、「好きです」などの私的な感情を含む内容のメールやLINEを送ったり、部活動の指導者の私有自動車に同乗させ、同生徒の肩や手に触れたりする。

◇ 身体や容姿に係ること、人格等を侮辱したり否定したりするような発言を行う。

◇ 特定の生徒に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

例 ・技能面で課題がある生徒に対し、休憩時間も設げず長時間にわたり、掛かり稽古等の集中指導を行う。

「(公財)日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けてない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

(「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」より抜粋)

◇ 体罰等の許されない指導をなくすために、平成27年3月に、コーチング推進コンソーシアムから発表された「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を指導理念の根幹にする。

ポイント! 「7つの提言」

- ① 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。
- ② 自らの人間力を高めましょう。
- ③ 常に学び続けましょう。
- ④ プレーヤーのことを最優先に考えましょう。
- ⑤ 自立したプレーヤーを育てましょう。
- ⑥ 社会に開かれたコーチングに努めましょう。
- ⑦ コーチの社会的信頼を高めましょう。

6 部活動における事故の防止について

「学校における体育活動中の事故防止について(平成24年7月)調査研究協力者会議」より
学校における安全を確保することは、教育活動を行う上で最重要事項であり、これまで
も各学校では、各種の安全管理に努めてきたところである。

学校管理下における事故は、その原因を捉えた場合、様々な状況の下で発生している
が、生徒が体を動かす活動である体育活動は、事故件数からも安全対策の徹底が必要であ
り、主なものとして体育の授業と運動部活動が挙げられる。

事故防止に向けた安全指導に関しては、体育の授業における領域や運動部活動における
競技において、領域や競技種目の特性などから事故の状況が異なることから、体育活動中
における事故防止を図るために、単に個人や個々の部活動、また保健体育科の授業や体

育的行事を担当する分掌のみで対応するのではなく、組織的に取り組む必要がある。学校が組織として、安全な教育環境実現のため、常に努力していくことが大切である。

＜事故防止の基本的な考え方＞

- ◇ 保健体育科の授業や運動部活動には、児童生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性があることを念頭に置いて指導にあたる。
- ◇ 事故の要因としては、次のようなことが考えられる。
 - ・自身の人為的要因 　・他人からの人為的要因
 - ・運動やスポーツの特性による要因 　・体力・技能や発達の段階による要因
 - ・活動計画や安全対策による要因 　・施設・設備・用具等の要因
 - ・自然現象や自然環境等の要因 　・複合的な要因
- ◇ 学校においては、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。また、けがや事故を未然に防ぐためには、生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることが大切である。
- ◇ 指導者は、生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な指導及び監督をする義務(注意義務)があり、注意義務には、①安全を確保する義務(危険予測義務)、②危険な結果を回避する義務(危険回避義務)の二面がある。指導者は、潜在的な危険を早く発見し早く取り除く配慮、潜在的な危険を重なり合わせないようにする配慮、二次的な事故にならないようにする配慮等に留意する。

＜部活動での事故防止＞

★部活動中の事故 (独立行政法人日本スポーツ振興センター学校等事故事例検索データベースより抜粋)

- ・陸上の部活動時、ダッシュの練習をしていた際、スタート地点へ歩いて帰る途中、あぶないという声にしゃがんだと同時に7～8m飛んだ砲丸が左側頭部に当たった。
- ・サッカーの部活動中、ゴール前で立ち話をしていた際、他部員の蹴ったボールがそれで飛んできた。ボールに気づかず、振り返ったところ右眼に当たった。当日は痛みも強くなかったため見学し様子を見ていたが、翌日気分が悪くなってしまったので病院を受診した。
- ・テニスの部活動中、高圧線キュービクルフェンスの中のテニスボールを拾いに行こうとフェンスを登りきったところで、足が滑り、右手でフェンスの先端をつかんだが、右親指の付け根に刺さった。
- ・ソフトボールの部活動中、一塁側の後方でボール拾いをしていた際、他の選手の送球が左眼に直撃した。
- ・野球の部活動中、素振りの練習を始めた際、他から転がってきたボールを捕ろうとして前かがみになつたところ、隣で素振りをしていた同級生のバットが顔面を直撃した。
- ・ハンドボールの部活動中、シュート練習の順番を待っていた際、ふざけて言い合いをしていて、相手の生徒から股間を蹴り上げられた。
- ・バレーボールの部活動中、ボールを追ってコートの外にレシーブを行った際、用具倉庫前に置いてあったボール台に激突し右眼を強打した。その際、右眼及び周辺から多量の出血があった。意識ははっきり

していたが右眼に痛みがあるということだった。

- ・バスケットボールの部活動中、他の生徒とプレーに関して口論となり、顔を殴られ、歯が折れた。
- ・卓球の部活動の休憩中、シダ箒をバット代わりに卓球のボールで、野球の真似事を行っていた。ボールを打とうと箒を振った拍子に、箒が手からすり抜けて柄の先端が近くにいた生徒の右眼に当った。
- ・部活動中、剣道場と柔道場の仕切り扉を閉めようとした際、仕切り扉に気付かず顔を出し、仕切り扉と壁に頭部を挟んでしまい、負傷した。
- ・バドミントンの部活動中、フォアバックをストレートに打ち返す練習の際、部員の打ったシャトルが左眼に直撃した。
- ・柔道の大会決勝戦で、相手から小外刈りを掛けられ、その技を防ぐ為に、無理な体勢から払い腰を掛けた際に、投げられ頭から落ちて、首を捻る。
- ・顧問不在のまま、部活動中（学校外周の道路でランニングなど）していた。1、2年生が胴上げを始め、胴上げされた際に下の生徒が受け止められず、うつ伏せ状態で顔からアスファルトに落ち、前歯及び顔面を負傷した。

- ◇ 部活動を安全指導の観点から考え、学校の伝統、施設・設備の実態、指導にあたる教職員の数、生徒の発達の段階に配慮しながら、活動内容を計画する。
- ◇ 部活動においては、指導者が繰り返し安全指導や注意喚起を行い、活動を通して生徒に安全な活動を行うための判断力や身体能力等を育成し、生徒自らが危険性を予測し回避することができるようとする。
- ◇ 部活動においては、生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、指導計画や活動計画を定めるとともに、指導者による健康観察や生徒相互による観察を行い、生徒の身体や疲労の状況、そして気候の変化に応じて指導計画や活動計画を修正し、常に健康管理に努めながら指導する。
- ◇ 部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動にあたっては、指導者と生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。運動やスポーツは、施設・設備及び用具を使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを認識し指導にあたる。
- ◇ 学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時の、日常的に確実に実施する。

【運動部活動における安全点検の例】

	点 檢 事 項	月日	結果	処 置 状 況	確認
年 通	活動目標を明確にした上で、適切な指導計画を作成し計画的に実施しているか。				
	顧問教員が明確に位置付けられ、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図っているか。				
	生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間が設定されているか。				
	活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図っているか。				
	全体の状況を常に把握し、発達段階に配慮するなど、安全面に配慮して指導しているか。				
	適切な休憩や水分及び塩分補給など、日ごろから生徒の健康管理に十分配慮しているか。				
	体育館、グラウンド、武道場等の施設・設備は整備されているか。				
	用具・器具に破損はないか。用具・器具は正しく設置されているか。				
	運動種目等の適性を踏まえ、適した服装を正しく着用しているか。				
	運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定しているか。				
大 会	適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を得ているか。				
	移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。				
	大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。				
	緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。				

＜突然死への対策＞

- ◇ 突然死の原因を防ぐために、心臓疾患等の既往が指摘されている場合には、以下の確認を確実に行う。
 - ・心電図の異常だけの場合、二次検診を受ける必要があるか、受けていたらどんな結果だったのかを確認する。
 - ・医師からの診断がはっきりとしている場合、運動の程度(管理区分)はどこまで許可されているかを把握する。
- ◇ 疾走種目において走運動に慣れていない段階では、自律神経系に変化を来たしやすいラ

ストスパートを避けるように指導する。

- ◇ 学校の自動体外式除細動器（A E D）設置場所を確実に把握しておく。

【ポイント】「突然死を防ぐための10か条」

基本的な注意事項

- ① 学校心臓検診（健康診断）と事後措置を確実に行う。
- ② 健康観察、健康相談を十分に行う。
- ③ 健康教育を充実し、体調が悪いときには、無理をしない、させない。
- ④ 運動時には、準備運動・整理運動を十分に行う。

疾患のある（疑いのある）子どもに対する注意事項

- ⑤ 必要に応じた検査の受診、正しい治療、生活管理、経過観察を行う。
- ⑥ 学校生活管理指導表の指導区分を遵守し、それを守る。
- ⑦ 自己の病態を正しく理解する、理解させる。
- ⑧ 学校、家庭、主治医間で健康状態の情報を交換する。

その他、日頃からの心がけ

- ⑨ 救急に対する体制を整備し、充実する。
- ⑩ A E Dの使用方法を含む心肺蘇生法を教職員と生徒全員が習得する。

<熱中症への対策>

- ◇ 指導者や生徒が熱中症の予防策を十分理解して運動に取り組むとともに、「熱中症予防のための運動指針」等を参考に、運動の可否等を適切に判断する。
- ◇ 熱中症を予防するとともに、練習効果を十分にあげるためにも部活動中の水分及び塩分の補給を計画的に行う。練習開始から時間を決めて水分及び塩分の補給時間を設け、必要に応じて、生徒がいつでも水分や塩分を補給できる環境を整えておく。

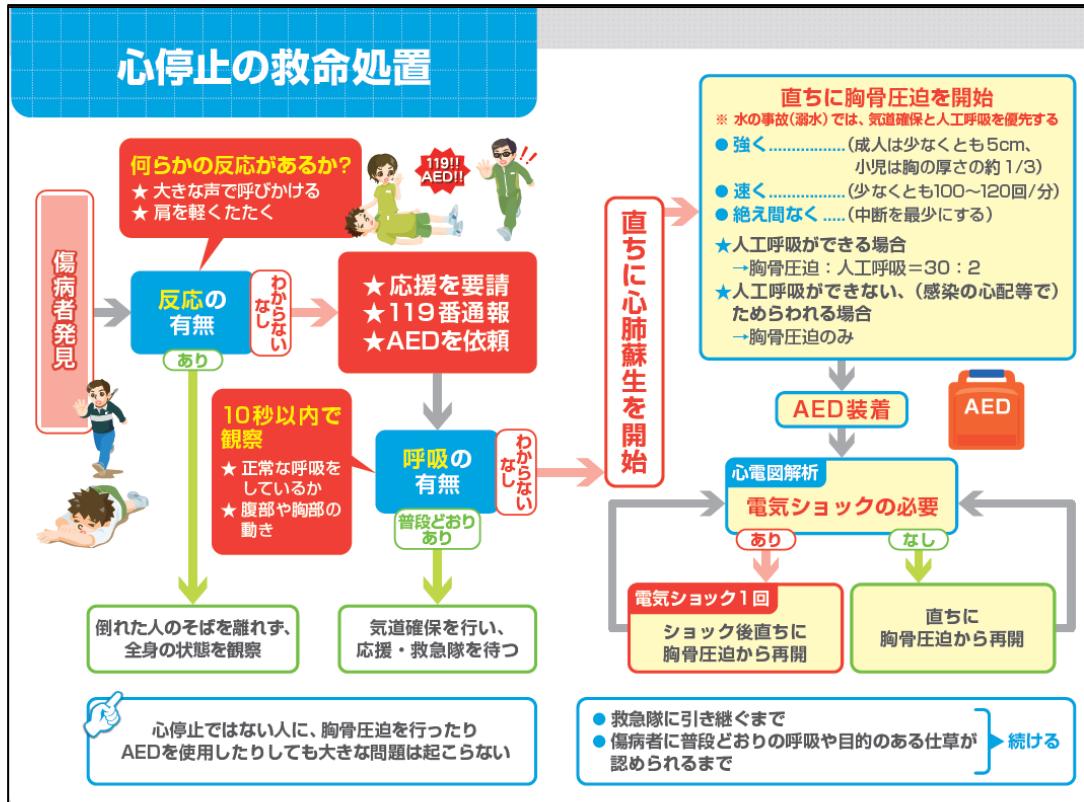
7 事故発生時の対応について

「学校における体育活動中の事故防止について（平成24年7月）調査研究協力者会議」より
万が一、部活動中に事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に
抑えるため、速やかに適切な応急手当を行わなければならない。応急手当が適切に行われる
ためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、どのような時に、どの
ような対応をするかについて、平素から全教職員に周知され、共通理解が図られていること
が大切である。

- ◇ 部活動中に事故が発生し、生徒が負傷した場合、その場に居合わせた指導者は、直ち
に他の教職員等の応援を求めるとともに、速やかに応急手当を行うことが原則であり、
状況によっては救急車を要請する。
- ① 発見者は、直ちに付近にいる指導者に通報するとともに、必要に応じて適切な応急手
当を行う。

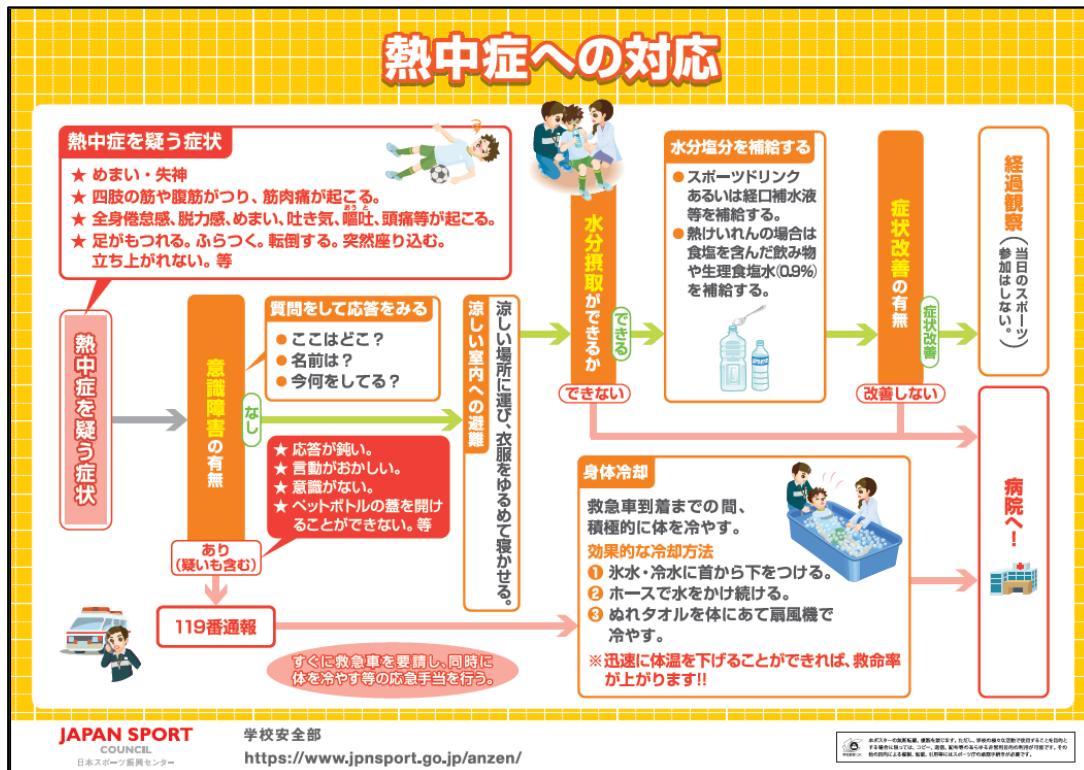
- ② 通報を受けた指導者は、直ちに管理職、学級担任及び養護教諭に通報するとともに、事故現場に急行する。
 - ③ 養護教諭は応急手当を行うとともに、医療機関への搬送や救急車の要請等について速やかに判断する。
 - ④ 救急車が必要な場合は、定められた連絡体制により、速やかに要請する。
 - ⑤ 必要に応じて学校医や医療機関に連絡し、指示を仰ぐ。
 - ⑥ 保護者への連絡は、あらかじめ明確にしてある連絡体制により迅速かつ確実に行う。
保護者に対して無用な不安を与えないように配慮する。
 - ⑦ 搬送先の決定については、保護者に相談することが望ましい。
- ◇ けがや病気の中でも最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合であり、そのような場合にはすぐに救急車を要請するとともに、救急車が到着するまでの間に、応急手当、つまり心肺蘇生法を行う。
- ① 傷病者の状態の確認
 - ・意識があるか
 - ・呼吸があるか
 - ・脈があるか
 - ・出血があるか
 - ② 心肺蘇生法、AEDの使用
 - ・心肺停止や呼吸停止など人が突然倒れたときの処置は、主に市民が行うための一次救命処置（BLS）の手順で行う。
 - ・人工呼吸、心臓マッサージ、AEDの一次救命処置（BLS）は、救急隊が到着するまで繰り返して行う。

【救急救命の流れ】



（「スポーツ事故対応ハンドブック（令和2年12月）独立行政法人日本スポーツ振興センター」引用）

【熱中症への対応】



（「スポーツ事故対応ハンドブック（令和2年12月）独立行政法人日本スポーツ振興センター」引用）

【日本スポーツ振興センターホームページ↓】

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

8 生徒間トラブルの対応について

「生徒指導提要（令和4年12月）文部科学省」より

＜いじめ対応＞

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知といじめ解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況にある。このような状況下では、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、①各学校の「いじめ防止基本方針」の見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する組織の構築、③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、④いじめを生まない環境づくりと生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるための働きかけを行うことが求められる。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第二条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）いじめ防止対策推進法及び国的基本方針等

- ◇ 「いじめ防止対策推進法」は、いじめられている生徒の主觀を重視した定義に立つていてことや、「いじめ」は、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識する。
- ◇ 平成29年に「いじめの防止等のための基本方針」の改定が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示されたが、重点事項は次のとおりである。
 - けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめにあたるか否かを判断する。
 - いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
 - いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
 - 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
 - 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。
- ◇ いじめによる生徒の自殺など、重大事態が後を絶たないことを受け、「いじめの重大事

態の調査に関するガイドライン」が定められた。いじめの重大事態とは、次の2つの場合を指す。

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
 - ・いじめにより相当の期間学校を欠席すること（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）
- ◇ 法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定された。各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかける。

(2) いじめの未然防止

- ◇ いじめの衝動を発生させる原因としては、次のようなことがあげられる。
- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
 - ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
 - ③ ねたみや嫉妬感情
 - ④ 遊び感覚やふざけ意識
 - ⑤ 金銭などを得たいという意識
 - ⑥ 被害者となることへの回避感情
- いじめ加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくないと思われる。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要になる。
- ◇ いじめは、いじめる側といじめられる側という関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになる。
- ◇ 日本のいじめの多くが同じ学級（同じ部活動）の生徒の間で発生することを考えると、学級担任（部活動指導者）が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして、担任（指導者）への信頼感と学級（部活動）への安心感を育み、学級全体（部活動全体）にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。
- ◇ 生徒の中には、他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりするタイプが

多く、周囲に過剰に同調する傾向が見られる。そこに被害回避感情が重なると、「仲裁者」や「相談者」になることはますます難しくなる。学級担任（部活動指導者）が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になる。

（3）いじめの早期発見・対応

- ◇ 日本のいじめは、外から見えにくい心理的ないじめが多く、また、同じ学級（同じ部活動）に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴がある。そのため、いじめの存在に気付くことができなかったり、学級担任（部活動指導者）の抱え込みから事態が深刻化してしまったりするケースも少なくない。いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのためには、生徒の表情や学級（部活動）の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。
- ◇ いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、以下のようないに留意する。
 - ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
 - ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
 - ・大人の思い込みで生徒の心情を勝手に受け止めないこと
 - ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること
- ◇ 対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認する。安全な居場所の確保やいじめる生徒や学級全体（部活動全体）への指導に関する具体的な支援案を提示する。
- ◇ 対応の第三歩としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。加害側の生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になる。また、指導の事前及び対応の過程で被害生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなども忘れてはならない。
- ◇ 対応の第四歩としては、いじめの解消を目指す。その際、解消の二条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要がある。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切である。また、対応にあたっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要である。

(4) いじめを重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- ◇ いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を共有した上で、S CやS SW等を交えて組織的にケースに応じた対応策を検討していく。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、一般的には、次のような状況が考えられる。
- ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
 - ② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
 - ③ 被害と加害が錯綜しているケース
 - ④ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
 - ⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状況にある場合
 - ⑥ いじめが集団化し孤立状況にあるケース
 - ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
 - ⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース
- ◇ 学校が被害者及び加害者の保護者との連携を図ることが困難なケースも散見される。特に、いじめと認めたがらない加害者の保護者からの協力を得ることが難しく、学校の働きかけが鈍ってしまうことも少なくない。被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要である。

(5) 地域の人々との連携

- ◇ 多様な人間関係を経験することが難しい子供たちが、地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱くようになる。P T Aや地域の関係団体などと地域ぐるみの取組を推進することが、いじめのない温かな社会を築く大きな一歩になる。

ポイント！ 「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」

「全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり（集団づくり）」を目指すことが、いじめ防止につながる。

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」集団を目指すために、様々な考え方や異なる意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、生徒が互いの違いを理解できるようにする。
- ② 自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じることができるよう、生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ③ 主体的に取り組む共同の活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感するとともに、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ④ 成長途上にある生徒が、信頼できる大人（教職員や保護者等）に「困った、助けて」と援助希求を表出できるように体制づくりを行う。

<暴力行為への対応>

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、暴力行為の発生件数は、中学校、高等学校において減少傾向が見られるものの、小学校においては増加の傾向にあり、全体的にも依然として多くの暴力行為が発生している。そのため、全教職員の共通理解に基づき、未然防止や早期発見・早期対応の取組、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携し、生徒指導体制の一層の充実を図ることが求められる。

(1) 指導体制の確立

- ◇ 生徒の起こす暴力行為の背景には、その生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境などの様々な要因があるため、それらの要因を多面的かつ客観的に理解した上で、生徒の自己指導能力を育て、生徒が自らの行為を反省し、以後同様な行為を繰り返さないような視点に立った働きかけを行うことが重要になる。
- ◇ 暴力行為の未然防止につながる発達支持的生徒指導を進めていくためには、一人一人の教職員に深い生徒理解力が求められるとともに、学校全体で育成を目指す生徒像や指導の考え方を共有し、関係機関との適切な連携の下、全校的な指導体制を構築することが必要である。

(2) 暴力行為の未然防止

- ◇ 暴力行為に関する生徒指導を行う前提としてまず大切なのは、模倣されるような暴力行為のない、暴力行為を許容しない雰囲気づくりである。豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、尊重し合える温かな雰囲気づくりに努めていく。
- ◇ 暴力行為は、暴力を受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではないという共通認識の下で、生徒への指導にあたる必要がある。生徒が暴力行為をしない人に育つ上で重要なのは、人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーションの力を育む教育や日頃の働きかけである。特にコミュニケーション力を身に付けることで、他人に配慮しながらも自分の言いたいことを伝えられるようになり、ストレスをためず、怒りをコントロールできるようになることが期待される。
- ◇ 暴力を受けた人は、身体の痛みとともに、恐怖感、屈辱感、絶望感、無力感など様々な感情を抱くこととなる。それらの感情は生涯にわたってその人を苦しめ続けるかもしれない。たとえ身体の傷は癒えたとしても、暴力を受けたことが心の傷となり、繰り返しその人を苦しめ、対人不信や社会不適応に陥らせてしまうことがあることを意識しつつ、様々な機会を捉えて、暴力行為を未然に防止するための指導に取り組む必要がある。

(3) 暴力行為の早期発見・対応

- ◇ 暴力行為の前兆行動としては、粗暴な言葉、相手を殴るような素振りや壊れない程度に物を蹴るといった振る舞い、まだ暴力を伴わないいじめといったものが考えられる。生徒の前兆行動を早期に発見し対応することが、暴力防止において重要である。

- ◇ 早期対応にあたって重要なのは、生徒の話をよく聴くということである。先入観や偏見を持たずに真摯に聴こうとする態度が、本人の気持ちを落ち着かせ、これまで粗暴な言動としてしか表わせなかつたSOSの表現を適切な仕方へと転換できるようになる場合がある。
- ◇ 生徒の話をよく聴いた上で、介入が必要と認められる場合には、学習支援や進路指導の強化、保護者への働きかけ、生徒間の関係の調整、関係機関への相談、医療や福祉へのつなぎなど、チーム学校として指導・援助を行う。
- ◇ 特に、保護者との協力は重要である。子供の問題を認めたがらない保護者もあり、協力を得ることが難しい場合もあるが、状況を正確に説明し、理解を得て共に指導・援助にあたることができれば、早期対応をより効果的に行うことが可能となる。
- ◇ 暴力行為が発生した場合、第一に暴力行為の被害を受けた生徒等の手当てと周囲の児童生徒等の安全確保を行う必要がある。状況によっては救急や警察にすぐに通報しなければならない。たとえ緊急対応を要しない場合であっても、暴力行為が認められた場合には、対応について早急に校長等の管理職の指示を仰ぐ必要がある。保健室での手当、暴力行為に及んだ生徒・被害を受けた生徒等・目撃した生徒等からの聴き取り、関係する保護者への連絡、暴力行為の現場の保全と記録などを行わなければならない。

(4) 暴力行為に対する連携強化

- ◇ 暴力行為に関する生徒指導にあたっては、関係機関等との連携が極めて重要である。その場合においても、発達支持、未然防止、早期発見・早期対応、発生した暴力行為への対応という観点から考えていく。
- ◇ 関係機関等との連携が最も強く求められるのが、発生してしまった暴力行為への対応である。緊急場面での救急や警察との連携はもとより、暴力行為の被害を受けた生徒等のケアと回復支援、暴力行為に及んだ生徒への指導においては、関係機関等との連携強化が特に重要になる。
- ◇ 学校は、被害を受けた生徒等が平穏な生活を送れるよう、関係機関等と連携して可能な限り環境を整え、チーム学校として対応する必要がある。
- ◇ 暴力行為に及んだ生徒への指導においても、関係機関等との連携が重要である。暴力行為は許されない行為だが、それに及んだ生徒が学校教育や社会から排除されてはならない。排除されて孤独・孤立に陥れば、その生徒は立ち直るきっかけをつかめず、更なる暴力行為に及んでしまう可能性もあり、関係機関等と連携してネットワーク型の支援チームを組織し、力を合わせて指導・援助することが有効である。
- ◇ 暴力行為に及んだ生徒が、再び暴力行為に及ぶことのないよう反省・謝罪して立ち直り、成長していくことは、本人の福祉とともに、学校や社会の安全・安心へつながる。生徒の生きづらさにもしっかりと目を向け、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、地域の力も借りながら、指導・援助にあたっていくことが大切である。

ポイント！ 「暴力行為の早期発見・対応に向けたアセスメント」

アセスメントは、児童生徒の発達面はもちろん、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面などを多面的側面から見ていく。

- 学習面の遅れや進路の悩みが、本人のストレスや自棄的な感情につながっていないか？
- 飲酒や薬物乱用などの問題が見られないか？
- 自己中心的な偏った考え方陷入していないか？
- 学校や地域における交友関係のトラブルやいじめなどの問題がないか？
- 家庭における大きなストレスや被虐待の問題がないか？
- 発達障害等の障害を背景とした二次的な問題が起こっていないか？

9 生徒・保護者との関係づくりについて

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）スポーツ庁・文化庁」

「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」

「保護者や地域からの学校への要望等ハンドブック（平成22年3月）福島県教育委員会」

「伊達市立学校に係る部活動の方針（令和7年6月）伊達市教育委員会」より

部活動は、生徒の自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、指導の方針、計画、指導内容や方法等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となる。日常の指導でも、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要である。

また、保護者等に対しても、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれる。

＜生徒との関係づくり＞

- ◇ 部活動の指導者は、生徒のよいところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導や叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意する。また、目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていく。
- ◇ 部活動の指導者が、試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することがあるが、競技、練習継続の意欲を失わせるような言葉は不適切である。生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意する。

- ◇ 部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級経営とは異なる指導が求められる。部活動の指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。

＜保護者との連携・関係づくり＞

- ◇ 部活動は、学校教育活動の一環として、教育課程との関連を図りながら実施することから、学校行事などと同様に、保護者の理解や協力を得るとともに、保護者との信頼関係を構築することが重要である。
- ・年度当初に、活動方針や年間計画を説明し、その後定期的に練習計画等を周知する。
 - ・保護者との連絡体制を構築し、緊急時の対応について確認する。
 - ・保護者の経済的負担に配慮するとともに、必要な場合は、説明し理解を得る。
- ◇ 保護者や地域からの要望に対しては、問題の複雑化・長期化を防ぐために、初期対応（ファースト・コンタクト）を迅速・適切に行う。
- ・訴えや要望を傾聴し、相手の気持ちを受け止め、誠意をもって対応する。
 - ・話の内容を整理、記録しながら要望等を正確に理解する。
 - ・管理職への報・連・相を徹底し、情報や対応策の共有など、組織的に対応する。
 - ・要望の内容によっては、教育委員会等の関係機関と連携する。

【ポイント】「保護者等からの要望等に係る電話対応」

- 言い訳や反論をせずに、需要的な態度で話をしっかりと聞く。
- 相談相手の不安や不満、悲しみ、憤り、怒り等の心情への理解を示し、いたわりや謝意の言葉を述べるなど、落ち着いて話し合える状況をつくる。
- メモを取りながら聞き、ポイントごとにメモの内容を復唱し、相手に確認する。
- 事実や推測等を整理し、相手の言い分や問題意識がどこにあるのかを明確にしながら、苦情や要望等の内容をしっかりと把握する。
- よく分からぬ点については、謙虚な姿勢で穏やかに質問するようにする。
- 電話をたらい回しにせず、分かることは責任をもって回答する。
- 安易に回答できないことについては、管理職に電話内容を伝え、改めて回答することを約束する。その際、連絡方法や今後の見通し等について確認する。
- 電話に対する感謝の意を伝えるとともに、今後も何かあれば遠慮せずに相談いただいて構わないことを伝え、子供のために協力できる信頼関係を築くことができるようとする。
- 電話の内容をすぐに管理職に報告するとともに、全職員が情報を共有できるようにする。

10 特別な支援を必要とする生徒の理解について

「生徒指導提要（令和4年12月）文部科学省」

「障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月）文部科学省」より

発達障害のある生徒への学習上又は生活上の困難を改善・克服するための合理的配慮については、読み書きや計算、記憶などの学習面の特性による困難さ及び不注意や多動性、衝動性など行動面の特性による困難さ、対人関係やコミュニケーションに関する特性による困難さに対する個別的な配慮が必要になる。集団の中で、特定の生徒に対する合理的配慮を行うためには、合理的配慮を特別視せずにお互いを認め合い支え合う集団づくりを行うことが重要な基盤になる。

発達障害の診断がつくほどではないが、対人関係や社会性、行動面や情緒面、学習面において適応上の困難さにつながる特性を有しているいわゆるグレーゾーンにある生徒もいる。発達障害のある生徒と同様に適応上の困難さを抱えている生徒は決して少なくないので、診断の有無により対応を考えるのではなく、生徒が抱える困難さから対応を考えることが大切である。

＜自閉症に対する理解＞

- ◇ 自閉症は、「他者との社会的関係の形成の困難さ」、「言葉の発達の遅れ」、「興味や関心が狭く特定のものにこだわること」を特徴としている。部活動の指導者には、相手の気持ちを推し量ることや自分の言動の周りへの影響を把握することに難しさがあり、暗黙の了解や例え話、遠回しの表現など抽象度が高い内容の理解に困難さがあることを踏まえた指導が望まれる。
- ◇ 自閉症のある生徒に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが挙げられる。
 - ・自閉症のある生徒は、他者に気持ちを伝えることが難しい場合に、自分をたたいてしまうことや他者に対して不適切な関わり方をしてしまうことがある。このような場合には、自分を落ち着かせることができる場所に移動して、慣れ親しんだ活動に取り組むなどして落ち着きを取り戻せるようにする。
 - ・自閉症のある生徒は、日々の日課と異なる学校行事や急な予定の変更などに対応できず、混乱したり、不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなることがある。このような場合には、予定のスケジュールや予想される事態や状況等を事前に伝えたり、体験できる機会を設定したりするなど、適切な対応の仕方や行動の仕方を身に付けることができるよう指導する。
 - ・自閉症のある生徒は、特定の動作や行動に固執したり、同じ話を繰り返したりするなど、次の活動や場面に意識を切り換えることが難しい。このようなこだわりの要因としては、自分にとって快適な刺激を得たり、不安な気持ちを和らげるために自分を落ち着かせよ

うと行動したりしていることが考えられる。そこで、特定の動作や行動等を無理にやめさせるのではなく、本人が納得して次の活動に移ることができるように段階的に意識を切り替えていくよう指導する。

- ・自閉症のある生徒は、大きな音がしたり、予定通りに物事が進まなかつたりすると、情緒が不安定になることがある。このような場合には、自分から別の場所に移動したり、音量の調整や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い気持ちを落ち着かせることができるように指導する。
- ・自閉症のある生徒は、集団活動における一斉指示及び説明が自分に対することとして捉えられないため、提示されたものを注視しようとしていること、教師の示範を受け止めて模倣しようとしていること、他者からの指示を理解して応じようとしていることを苦手としていることが多い。集団での活動場面においては、一斉指示及び説明の後、個別に指示及び説明を行うなど、生徒の主体性を確保し、意欲を喚起しながら、これらができるようにしていくことが大切である。
- ・自閉症のある生徒は、極端な偏食になつたり、季節の変化にかかわらず同じ衣服を着続けたり、自分の体調の変調に気付かず無理をしたりしてしまうことがある。このような場合、生徒一人一人が直面している困難さの要因を明らかにした上で、これらの改善に向けて保護者等と学校が連携していくことが大切である。

＜注意欠陥多動性障害に対する理解＞

- ◇ 注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とし、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す。自分の感情や行動をコントロールしきれずに無意識にとった行動が、結果として問題となる場合も多々あり、早合点やうっかりミス、不注意な誤りによる失敗も多く経験している。指示通りに活動できない、ルールや約束が守れないことから、注意や叱責を受ける機会が多く、自己評価や自己肯定感を下げる要因ともなる。
- ◇ 注意欠陥多動性障害のある生徒に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが挙げられる。
 - ・衝動の抑制が難しかつたり、自己の状態の分析や理解が難しかつたりするため、失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりする。自分の行動と出来事との因果関係を図示したり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていくようとする。なお、注意や叱責では行動は改善しない。
 - ・周囲のことに気が散りやすいことから、一つ一つの行動に時間がかかったり、整理・整頓などの習慣が十分身に付いていなかつたりするため、生活上の困難さの要因を明らかにした上で、日常生活の中で指導するとともに、清潔や衛生を保つことの必要性を理解させるようとする。

- ・手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることに困難が見られる場合には、目的に即して意図的に身体を動かすことを指導したり、手足の簡単な動きから始めて、段階的に高度な動きを指導したりする。
- ・思ったことを口にして相手を不快にさせるような言動を繰り返してしまう場合には、ロールプレイなどにより相手の話を受けてやり取りをする経験を重ねたり、ゲームなどを通して適切な言葉を使用できるようにしたりして、感情の理解や状況に応じた言葉のやりとり等の指導を工夫する。
- ・注意に対して衝動的に反発して興奮を静められなくなる場合には、自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場所を離れて深呼吸をするなどの方法があることを教え、それらを実際に行うことができるよう指導する。

<学習障害に対する理解>

- ◇ 学習障害は、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。課題は理解できても、学習の取組に成果を上げることに困難があり、できることと難しいことのギャップが大きいことも特徴である。失敗経験の積み重ねは学習に対する自信や意欲の低下を招く。
- ◇ 学習障害のある生徒に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが挙げられる。
 - ・文字の判別が困難で、文字を読み間違ったり文節の把握ができなかったりする場合には、読み取り易い書体を確認したり、文字間や行間を広げたりして負担を軽減しながら、学習内容の理解が促進される方法や学習環境を整えるようにする。
 - ・書かれた文章を理解したり、文字を書いて表現したりすることは苦手だが、聞けば理解できたり、図や絵等を使えば効率的に表現することができたりすることもあるので、本人が理解や表現しやすい学習方法を用いて、様々な場面で生徒が有する能力を発揮できるように工夫する。
 - ・文章の理解や表現に時間がかかる場合には、コンピュータの読み上げ機能を利用したり、読み書きの内容について整理して考えやすくするため、図やシンボルなどで示すマインドマップのような表現を利用したりするなど指導を工夫する。
 - ・左右の概念を理解することに困難さがあるなど、認知や行動の手掛かりとなる概念を含んだ指示や説明を理解することが難しい場合には、様々な場面で、見たり触ったりする体験的な活動と位置や方向を表す言葉とを関連付けたり、言葉で具体的に意味づけしながら指導を行うなど、空間や時間などの基礎的な概念の形成を図るようにする。
 - ・言葉の意味理解の困難さや間違いなどから、友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、そのために集団に積極的に参加しにくい場合には、日常的によく使われる友達同士の言い回しやその意味することが分からぬときの尋ね方などを、あらかじめ少

人数の集団の中で学習しておく経験を積ませるようにする。

ポイント！ 「特別な支援を必要とする生徒とのかかわり」

- 指示は、できるだけ短い言葉で具体的に伝え、ときには繰り返したり板書したりする。
「早く、片づけなさい。」→「いすは、控室にもっていき、奥から詰めて置きます。」「なんでできないの？」→「私は、もう一步前に出て、パスをもらって欲しいです。」
- 身に付けさせたい行動は、まず「して見せて」からにする。
- 増やしたい行動は「ほめる」、減らしたい行動は「相手をしない」、やめさせたい危険な行動は「すぐに止める」を基本にする。
- 生徒が興奮しているときは、話をやめクールダウン等を行う。
- 理由を長々話して聞かせることはしない。
- 見通しを持てるように、時間ややることを示しておく。可能なら、写真や実際の場所を示して伝えると、より伝わりやすくなる。
- 安心して楽しく活動できるようにルールや手本を示し、練習を繰り返しながら守らせるようにする。
- 本人が困っている状況を想像して、少しでも軽減できるように配慮する。

（「令和7年度版 特学担任指導のBase10（伊達市教育委員会）」より）

11 これからの地域スポーツ・文化を担う人材育成のために

「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月）文部科学省」

「運動部活動の在り方の関する総合的なガイドライン（平成30年3月）スポーツ庁」

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）文化庁」より

部活動は、生徒が各種活動に取り組む契機や各分野の人材育成の場として、我が国のスポーツや芸術文化等の振興を大きく支えてきた。部活動の意義については、冒頭で述べたが、部活動の運営にあたっては、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする必要がある。

少子化や核家族化が進む中にあって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。

＜運動部活動の意義・役割＞

◇ スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっている。生徒にとっては、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものである。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）抜粋

第二条（基本理念）

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

◇ 運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

- ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- ・体力の向上や健康の増進につながる。
- ・保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させ

たりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- ◇ 繼続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを支援すること自体が問題とされるものではないが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようとする。学校、スポーツ団体等には、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められる。

<文化部活動の意義・役割>

- ◇ 平成29年6月に文化芸術振興基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立した。我が国が「文化芸術立国」を目指すための取組を進める中で、文化部活動は生徒たちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するという意義を有する。国、地方公共団体は協力して、学校内外において生徒たちが芸術文化等の活動に親しむ機会が今後とも確保されるよう文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。

文化芸術基本法（平成29年6月改正）抜粋

第二条（基本理念）

- 8 文化芸術に関する施策の推進にあたっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

- ◇ 文化部活動は、前述したような意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。多様な文化部活動については、運動部活動のようにスポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動でも長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。
- ◇ 地域の文化芸術の継承、創造、発信の場である図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の積極的な活用や有形・無形の文化財など本物の文化や芸術に直接触れることが文化部活動の水準の向上の観点からも重要である。
- ◇ 芸術文化等の各分野の関係団体等は、各分野の普及の観点から、文化部活動や地域における芸術文化等の活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、芸術文化等の水準向上の観点から、地方公共団体や都道府県中学校文化連盟等各都道府県の文化部活動に関わる組織等とも連携し、生徒を早期からの本格的な育成へ導くことができるよう、指導者養成も含めた仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

12 よりよい学校部活動における指導について

【 スポーツ庁 部活動指導の手引き 】で検索

スポーツ庁ホームページに、各競技連盟へのリンクがあり、そちらから各競技連盟や協会等のホームページへ移動したり、ダウンロードしたりすることができる。

陸上競技	中学校部活動における陸上競技指導の手引き (※公益財団法人日本陸上競技連盟のホームページへリンク) https://www.jaaf.or.jp/development/jhs/
サッカー	中学校部活動サッカー指導の手引き (※公益財団法人日本サッカー協会のホームページへリンク) https://www.ifa.jp/coach/physical training club activity/guidance.html#pankz
バスケットボール	中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き (※公益財団法人日本バスケットボール協会のホームページへリンク) http://www.japanbasketball.jp/training/47264
軟式野球	中学校部活動軟式野球指導の手引き (※全日本軟式野球連盟のホームページへリンク) https://jsbb.or.jp/coaches/
バレー ボール	中学校部活動におけるバレーボール指導者へのガイドライン (※公益財団法人バレーボール協会のホームページへリンク) https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/juniorhigh guide JVA2019.pdf
ソフト ボール	中学校部活動におけるソフトボール指導の手引き (※公益財団法人日本ソフトボール協会のホームページへリンク) http://www.softball.or.jp/announcement/pdf/manual junior.pdf
ソフト テニス	ソフトテニス部活動指導の手引き (※公益財団法人日本ソフトテニス連盟のホームページへリンク) https://www.jsta.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/bukatsu shidou c.pdf
剣道	中学校部活動における剣道指導の手引き (※一般財団法人全日本剣道連盟のホームページへリンク) https://www.kendo.or.jp/information/20190301/

- ◎ 福島県教育委員会 学校部活動の在り方に関する方針
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/577866.pdf>

- ◎ 伊達市立学校に係る部活動の方針（各校に配布済み）

- ◎ 伊達市地域部活動・地域クラブ活動 指導の手引き

※ 部活動・地域クラブ活動を実施する際のルール、規則等とあわせて、各競技の指導にあたる皆さんの指導力向上のためにご一読いただき、指導の改善・工夫に役立てていただきたい。

13 伊達市が目指す部活動地域移行の方向性

「伊達市部活動地域移行推進計画（令和7年2月）伊達市教育委員会」より

令和7年に策定した「伊達市部活動地域移行推進計画」は、スポーツ庁及び文化庁から出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、令和5年度に作成した「伊達市部活動地域移行計画」をもとに、伊達市としての地域移行の目指す姿を明らかにするものである。

1 部活動地域移行推進計画

本計画の推進期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とする。

なお、本計画は法改正や社会状況の大きな変化など大幅な変更を必要とする場合は、国や県の動向を踏まえ、計画の見直しを行う。

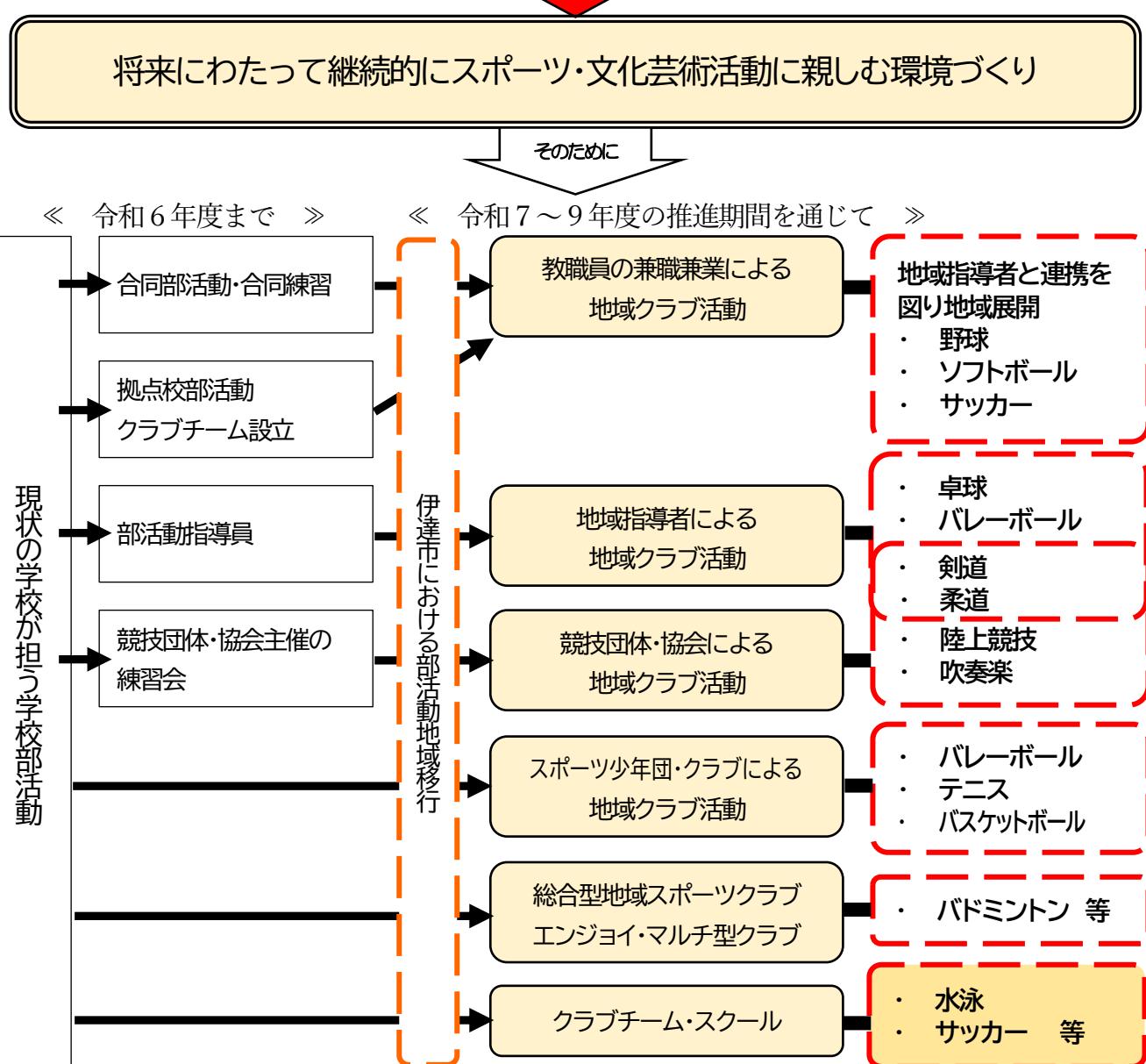
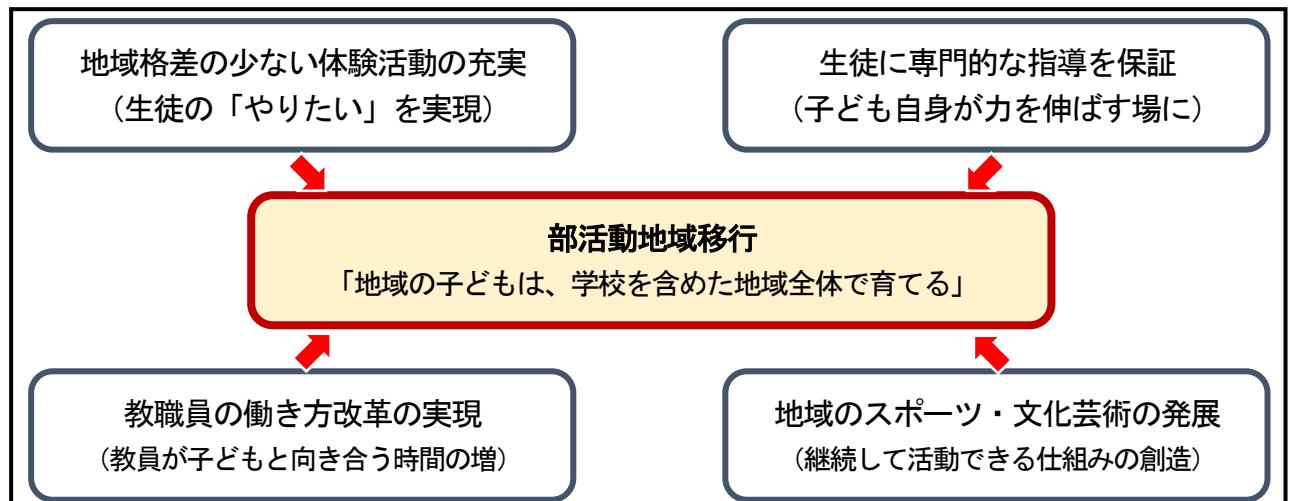


2 伊達市における部活動地域移行の取り組み

伊達市では、令和4年6月及び8月に出された、部活動の地域移行に関する検討会議からの提案を受け、令和5年10月に部活動地域移行検討委員会設置要綱を制定し、伊達市における部活動地域移行に向けた検討を開始した。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国	6月 ・運動部活動の地域移行 に関する検討会議提言 8月 ・文化部活動の地域移行 に関する検討会議提言 12月 ・学校部活動及び新たな 地域クラブ活動の在り 方等に関する総合的な ガイドライン		
福島県	3月 ・地域運動部活動推進ガ イドライン	2月 ・教職員働き方改革 アクションプラン	
伊達市		10月 ・伊達市部活動地域 検討委員会設立 ・部活動地域移行計 画 3月 ・伊達地区部活動地 域移行推進会議	・指導者ハンドブック ・伊達市部活動地域移行 推進計画 策定

3 伊達市における今後の部活動の方向性



4 長期的な取り組み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域が主体となった 地域クラブ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・運営主体の決定 → 各地域クラブ活動を統括 ・学校での平日学校部活動と地域での休日地域クラブ活動の連携 		
質の高い地域指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の地域指導者の確保・リストの作成 ・教育委員会による指導者研修の実施 (地域部活動・地域クラブ活動指導の手引き) 		
持続可能な経営体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・合同練習への指導者派遣 ・合同体験会の開催 ・エンジョイクラブ → 地域クラブ活動 ・受益者負担 (参加費の徴収と運営収支のバランス) 		
教師のやりがいと ワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動への移行による教職員の負担軽減 ・教職員の地域クラブ活動指導者としての兼職兼業 		

① 地域が主体となった地域クラブ活動の推進

伊達市の部活動地域移行は、学校部活動を地域移行・地域展開するための運営統括主体を決定し、休日の地域移行・地域展開に主眼を置き推進する。その際、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動での指導を連接し、目標や情報の共有を図るシステムを構築する。

② 質の高い地域指導者の確保

地域クラブ活動における指導者は、各種団体の協力を得ながら確保する。そのために、服務・勤務等に関する規約の作成や募集の条件等を策定し、広く地域から募集するとともに、不適切指導の絶無や安全面に配慮した指導ができるよう研修を実施する。

③ 持続可能な経営体制の構築

計画的に合同練習会や合同体験会を開催し、課題の洗い出し・改善に結び付けるとともに、生徒が安心して参加できる地域クラブ活動を目指す。また、持続可能な地域クラブ活動を推進するために、受益者負担による運営体制を構築する。

④ 教師のやりがいとワークライフバランスの実現

指導経験や専門的な指導に不安のある教員に対して、地域指導者を配置し負担を軽減することや、家庭生活等から見た教職員のワークライフバランスを実現する。また、教職員の地域クラブ活動指導者としての兼職兼業により、これまで学校部活動を担ってきた教職員の指導方法や内容を生かし、充実した地域クラブ活動を展開する。

伊達市立学校に係る部活動の方針

令和7年6月1日
伊達市教育委員会学校教育課

I 本方針策定の趣旨

中学校の学習指導要領において学校部活動は、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。」と明確に示されている。また、学校部活動は、「学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、持続可能な運営体制が整えられるようする。」と示されている。

「伊達市立学校に係る部活動の方針」は、本市が令和3年4月に策定した「伊達市部活動ガイドライン」を基本とし、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）スポーツ庁・文化庁」や県の「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」を踏まえて、更なる部活動改革の推進をめざし、学校現場における部活動の具体的な指導の在り方、内容や方法について必要である又は配慮すべき基本的な事項等についての留意点を示したものである。

子供たちの健やかな成長のために、持続可能な文化・スポーツ活動に向けた環境を整備し、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して作成した本方針の趣旨について理解し、各学校が効果的・計画的な指導の在り方を探究することで、学校部活動が一層充実することを期待する。

II 学校教育における部活動の位置付けと意義

1 学校部活動の位置付け

（1）中学校学習指導要領における学校部活動の位置付け

＜中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編＞

③ 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようするものとする。

＜中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 一部改訂＞

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、・・・（中略）なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあります、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることも留意すること。

学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動である。令和6年12月にスポーツ庁、文化庁、文部科学省から示された「部活動改革に伴う学習指導要領開設の一部改訂について（通知）」により、自主的・自発的な参加という点がさらに明確になった。

2 学校部活動の意義

- (1) 学校部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。学校部活動は、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有している。
- (2) 学校部活動は、次にあげるような教育的意義を有する。
 - ① 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い。
 - ② スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等の資質・能力の育成に資するものであるとの意義を有する。
 - ③ 中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることが期待される。

III 適切な休養日や練習時間の設定等

1 適切な部活動休養日の設定

(1) 休養日の設定

学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けることとし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

(2) 休養日の振替の設定

土・日曜日に大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）が実施される場合は、1ヵ月以内の別日に休養日を振り替える。

(3) 長期休業中における休養日の設定

原則、土・日曜日は、休養日とする。また、夏季休業期間中の閉学日（例8月13日～15日）及び年末年始の閉学日（12月29日～1月3日）を休養日として徹底する。

2 適切な部活動練習時間の設定

練習日、練習時間の制限を設けることで、生徒の学習時間等を確保するとともに、教員の授業準備などの時間も十分に確保する。

(1) 練習時間の上限の設定

平日2時間、休日3時間（準備、後片付けも含む）を上限とする。

大会参加や練習試合等により、活動時間が延びる場合は、部活動の特性や生徒の体力、意欲

等を考慮し、別日の練習を短くしたり、別日を休養日としたりして生徒の休養を確保する。

(2) 生徒の健康・安全を第一に考えるとともに、併せて教職員の多忙化解消も図る。

3 大会等への参加の見直し

- (1) 学校は、生徒や部活動顧問等の負担が過度にならないように、参加する大会等の見直しを図る。
- (2) 学校は、各種大会への参加について、教育課程上の行事等を優先するとともに、生徒や家庭に過度な負担をかけないように留意する。
- (3) 本教育委員会としては、各種大会や地域の行事等に参加することが生徒や学校部活動の指導者の負担とならないように、大会や行事等の統廃合や簡素化を主催者に要請する。

4 教職員の働き方改革の必要性

上記1～3については、各学校においても下記の目標を踏まえること。

「教職員働き方改革福島県教育委員会では、「学びの変革」の実現に向け、教職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ります。そして、以下の4つの目標を達成することで、学校全体の Well-being をかなえる教職員の姿を実現します。

- 仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。
- 質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。
- 全教職員の時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にします。
(福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則)
- 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。

(「教職員働き方改革アクションプラン」(令和7年2月26日改訂)から引用)

IV 適切な学校部活動運営のための体制整備

1 学校における部活動の役割の明確化と目標、指導の在り方

- (1) 校長は、教職員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で学校部活動の役割を明確にするとともに、運営や指導の目標、方針を検討、作成し、日常の運営や指導について、部活動顧問等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報の共有を図る。
- (2) 学校部活動運営に当たっての役割は以下のとおりである。

<管理職>

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○ 学校の部活動に係る活動方針の作成 | ○ 危機管理体制の整備と講習会実施 |
| ○ 学校部活動の編成と管理 | ○ 各部活動の運営状況の確認 |

- 学校部活動に係る校内研修会の実施
 - 引率業務の管理
 - 関係機関との連絡・調整
 - 大会、練習試合、合宿等の掌握
 - 部活動顧問の服務管理
 - 部活動指導員、外部指導者の活用
- <部活動顧問、部活動指導員、外部指導者（以下、部活動の指導者）>
- 活動計画の作成（年間・月間）
 - 実技指導（安全指導を含む）
 - 学校部活動予算の確保と管理
 - 関係競技団体及び保護者との連携
 - 部活動指導員、外部指導者との連携、調整
 - 施設、用具の管理と事故防止
 - 部員の健康管理
 - 大会や練習試合等の引率
 - 研修会参加による指導技術等の向上

2 学校部活動に係る活動方針・年間活動計画等の作成

- (1) 校長は、「伊達市立学校の部活動に係る方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表するとともに、その運用を徹底する。
- (2) 学校部活動の指導者は、担当する部活動の年間活動計画を作成し、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないよう適宜、指導・是正を行うこととする。

3 学校部活動の見直しと複数顧問制の導入

- (1) 校長は、学校部活動の設置数を精選し、一つの部活動に対し複数顧問の配置の推進に努める。
- (2) 学校部活動の指導時間については、部活動の指導者間で調整し、部活動指導時間に偏りがないように努め、校務の処理や生徒と向き合う時間を確保するように努める。

4 保護者との連携

- (1) 部活動の指導者は、年度当初に保護者に対して活動方針や年間計画を説明し、その後、休養日や練習時間を明記した練習計画等を毎月配布し、理解が得られるようにする。
- (2) 保護者との連絡体制を構築し、緊急時の対応について確認する。
- (3) 保護者の経済的負担に配慮するとともに、個人で購入が必要な場合は、説明し理解を得る。

5 地域との連携

- (1) 学校は、地域の体育協会やスポーツ少年団等、様々な競技団体やレクリエーション団体と連携し、技術指導の依頼や交流等の様々な方策を検討する。
- (2) 学校は、地域の団体等と連携する場合、学校部活動の活動量や程度について共通の認識を持ち、生徒の負担にならないような取組に配慮する。

6 部活動指導員※1及び外部指導者※2の活用

- ※1 部活動指導員は、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行う。

※2 外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等を行う

- (1) 学校が、地域人材等を部活動指導員及び外部指導者として配置する場合には、「学校部活動は、学校教育の一環として進められる教育活動である」ことを踏まえ、学校の教育目標や方針、学校部活動の目標等について、十分な共通理解を図る。
- (2) 部活動指導員及び外部指導者を活用する場合は、次のことに留意する。
- ① 学校全体で、部活動指導員及び外部指導者の配置の方針等を確認し、保護者にも周知する。
 - ② 部活動指導員及び外部指導者は、指導するスポーツ・文化芸術に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。
 - ③ 部活動顧問は、部活動指導員及び外部指導者と、活動方針や活動内容、活動計画の作成などについて、常に情報を共有し適切に連携を図る。
- (3) 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、次のことを確認する。
- ① 部活動顧問、部活動指導員、外部指導者の役割を分担する。
 - ② 緊急連絡体制、事故発生時の対応等について確認する。
 - ③ 不適切な指導と体罰の禁止について必ず確認する。
 - ④ 生徒間トラブルや生徒からの相談などへの対応方法について確認する。
 - ⑤ 練習時間や休養日の確認をする。
- (4) 校長は、部活動指導員及び外部指導者に問題となる指導について周知する。
- ① 独自の判断により、活動日程、活動場所、活動内容等を変更すること。
 - ② 独自の判断により、練習試合や大会等へ参加すること。
 - ③ 学校で定めた活動時間を守らなかったり、学校外で独自の指導を行ったりすること。
 - ④ 学校の方針に反する指導等を行うこと。
- (5) 教育委員会は、部活動指導員に対し任用前及び任用後の定期において研修を実施する。
- ① 学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと。
 - ② 生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと。
 - ③ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること

7 緊急時に備えた体制整備

- (1) 万が一の事故発生に備え、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立する。
- (2) 学校の危機管理マニュアルに必ず明記する。

▽ 部活動での適切な指導に向けて

1 生徒の心身の健康管理及び事故防止

- (1) 生徒一人一人の健康、体力等の状況を事前に把握し、練習中においても疲労状況や精神状況を把握しながら指導を行う。
- (2) 心身両面での負担が大きいリーダーとなる生徒に対しては、適切な助言や支援を行う。
- (3) 生徒の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習に留意する。

- (4) 生徒の体調等の確認、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認に留意する。
- (5) 事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- (6) 救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法を習得するなど、部活動の指導者一人一人が、常に最悪の場合を想定し指導にあたる。
- (7) 障がいのある生徒については、既往症の把握や行動・健康の観察に留意しながら指導にあたる。
- (8) 熱中症予防については、「熱中症予防のための運動指針」（公益財団法人 日本スポーツ協会）を目安に適切な対策を講じる。
- (9) 生徒が意欲的に活動に取り組める働きかけを行う。

2 部活動の指導者の体罰及びハラスメントの根絶

- (1) 体罰は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に違反する行為であり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。
- (2) 生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）は、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導にあたる。
- (3) 生徒との私的な電子メール等のやりとりは行わない。
- (4) 校長及び部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 運動部活動の指導者は、科学的な理論や根拠に基づいた指導法や新たに開発された練習法などを積極的に習得し、日頃の指導に生かすようとする。
- (2) 文化部活動の指導者は、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を図るなど、短時間で効果が得られる指導を行うようとする。

4 指導者としての資質・能力の継続的な向上

- (1) 校長は、「学校部活動は、学校教育の一環である」ことを踏まえ、部活動の指導者に対して、学校部活動の意義、運営や指導の在り方について、定期的な研修等により共通理解を図る。
- (2) 部活動の指導者は、技術指導以外の生徒の発達段階や成長による心身の変化（心理、生理、休養、栄養）、マネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な指導力を身に付ける。

VI 環境の整備と地域連携

1 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化の芸術環境の整備

- (1) 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず指導を望む教師もいない場合には、複数

校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

- (2) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮を行う。
- (3) 教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

2 学校部活動の地域連携

- (1) 教育委員会及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- (2) 教育委員会及び校長は、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との多様な交流の機会を設けることも検討する。
- (3) 教育委員会及び校長は、地域で実施されている同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。
- (4) 教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように配慮する。

VII 準用

小学校及び中学校の特設部についても、本方針を準用する。

○伊達市立中学校部活動指導員設置要綱

令和2年9月1日教委告示第4号

伊達市立中学校部活動指導員設置要綱

伊達市立中学校部活動指導員設置要綱（平成30年伊達市教委告示第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊達市立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する専門的知識・技術を持つ人材を配置し、学校における部活動の指導体制の充実を目指すとともに、外部指導者を導入することで教職員の多忙化を軽減し、生徒に向きあえる時間を増やすことを目的として、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 指導員は、勤務する学校（以下「勤務校」という。）の教育計画に基づき、部活動において、勤務校の校長（以下「校長」という。）の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 実技指導
 - (2) 安全並びに障害予防に関する知識及び技能の指導
 - (3) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
 - (4) 部活動に使用する用具並びに施設の点検及び管理
 - (5) 部活動の管理運営
 - (6) 保護者等への連絡
 - (7) 年間、月間指導計画の作成
 - (8) 生徒指導に係る対応
 - (9) 事故が発生した場合の現場対応
 - (10) 前各号に定めるもののほか、校長及び伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項
- 2 指導員は、部活動の顧問である教員等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行い、連携を十分に図るものとする。

（身分）

第3条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

（任用）

第4条 教育委員会は、学校においてスポーツや文化活動等に係る技術的な指導に従事する指導員を任用することができる。

- 2 前項の規定による任用を行う場合は、指導員として適格性を有すると認められる者のうち、次の

各号のいずれかに該当し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号の規定のいずれにも該当しない者の中から教育委員会が任用する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規程第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者
- (2) 学校教育若しくは社会教育において、児童生徒を指導した経験を有する者
- (3) 指導員を必要とする部活動において技術指導が可能と認められる者
- (4) 前各号のいずれかと同等の経験等を有すると校長が認める者

(任用手続)

第5条 校長は、指導員を必要とするときは、教育委員会に申請するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、伊達市会計年度任用職員任用等管理規程（令和2年伊達市訓令第22号）に基づき、任用手続を行うものとする。

(任期)

第6条 指導員の任期は、5月1日から任用した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 年度の途中で任用された者については、任用した日からその日が属する年度の末日までとする。
(勤務日及び勤務時間)

第7条 指導員の勤務は、週4日以内を原則とし年間を通して168日以内とする。

- 2 指導員の勤務日及び勤務時間は、校長が別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めたときは、前項に定める日若しくは時間以外に勤務を命じ、又は勤務を命じないことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 指導員の報酬は、1時間当たり1,600円とする。

- 2 指導員が公務のため旅行したときは、伊達市職員等の旅費に関する条例（平成18年伊達市条例第42号）の例により、費用弁償を支給する。

(公務災害の補償)

第9条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき補償する。

(服務)

第10条 指導員は、その職務を遂行するに当たり、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又は生徒及び保護者等の信頼を失うような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるものほか、関係法令を遵守しなければならない。

(解任)

第11条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができ
る。

- (1) 自己の都合により退職を申し出した場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 指導員として適格性を欠くに至った場合
- (4) 勤務成績が良くない場合
- (5) 前条に定める服務上の義務に違反した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

伊達市中学校部活動指導員配置基準

伊達市教育委員会

1 基本方針

- (1) 部活動指導員の配置の対象は、中学校部活動が生徒の人格形成に大きな影響があること及び生徒にとって専門的な指導が受けられる環境が必要であることを踏まえ、学校における教員の働き方改革の観点から、指導員配置が必要である伊達市内の中学校部活動及び地域クラブ活動とする。
- (2) 配置部活動（地域クラブ活動）及び配置人数は、校長からの求めに応じ、本配置基準により伊達市教育委員会事務局（以下、「教育委員会」という。）において決定する。

2 配置基準

項目 記号	対象とする部活動 (地域クラブ活動)	配置を要する状況	配置数 (原則)
ア	・伊達市立各中学校における部活動 ・伊達市の合同部活動 ・伊達市の地域クラブ活動	指導者が不在及び、専門的な指導が不可能な部活動	1部活動につき1名
イ		複数顧問制がとれない学校	1校につき1名
ウ		複数の学校の児童生徒による合同部活動において、指導と運営による役割分担が必要な部活動	合同部活動1つにつき1名
エ		地域指導者による小学校期から継続した指導が効果的な部活動	状況により1名
オ	学校における働き方改革を推進する市立中学校における部活動	勤務時間の縮減（超過勤務45時間以上の教員を2割削減）を目指す学校における、校務負担の大きい部活動	1部活動につき1名

※ 原則として、ア、イ、ウ、エの順に優先して配置する。オについては、学校の実情を踏まえ判断する。

3 配置方法

- (1) 各校の校長は、教育委員会の求めに応じ、部活動指導員の配置について要望を行う。
- (2) 教育委員会は、3月中旬までに次年度の配置部活動について決定し、校長に通知する。
- (3) 校長は、年度途中でも、指導員配置に変更があった場合、教育委員会と協議する。

4 配置期間

- (1) 原則1年間とし、年度ごとに上記の手続きを行う。
- (2) 各校で同一の部活動指導員の配置は、5年までとする。

5 その他

- (1) 校長は、顧問（教員）と部活動指導員の指導時間を把握し、教員の指導時間の削減に努めなければならない。また、求めに応じて活用状況を報告しなければならない。
- (2) 部活動指導員は、その指導の質の向上のために、年に1度教育委員会が主催する研修を受けなければならない。

望ましい部活動指導のためのチェックシート【指導者用】

【管理面】

- 学校教育の一環として行われる部活動は、部活動顧問等の指導の下、スポーツ・芸術文化活動等に興味や関心を持つ同好の生徒による、自主的・自発的な参加によって行われる活動であることを理解している。
- 部活動顧問等の一方的な方針で活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、目標や指導の方針を設定している。
- 担当する部活動の方針や目標を生徒や保護者に周知している。
- 学校の部活動の方針に則して、担当する部活動の年間活動計画を作成し、毎月の活動計画及び活動実績を校長に報告している。
- 年間活動計画と毎月の活動計画を生徒及び保護者に周知している。
- 学校が設定した部活動の方針に則して、休養日、練習時間の上限を設定し、遵守している。
- 校外で練習や試合等を行う場合は、毎回、事前に校長の承認を得ている。
- 部費や遠征費など、家庭の経済的負担を軽減するよう注意しているとともに、必要な場合は、丁寧に説明している。
- 部活動指導員、外部指導者と十分な連絡・調整を行い、トラブルの防止に努めている。
- 定期的に会計処理の状況を確認し、管理職に報告している。
- 定期的に施設や用具の安全点検を実施している。
- 体罰となる行為を理解し、絶対にしないようにしている。

【指導面】

- 生徒とのコミュニケーションを大切にし、生徒が楽しく真剣に活動している。
- 個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況を把握したりしながら指導している。
- 生徒の活動の様子などについて、積極的に担任や保護者等と情報を共有している。
- 事故発生時の対処方法について、学校の危機管理マニュアルによって理解している。
- 心肺蘇生法やAED使用の手順や方法、AEDの設置場所について理解している。
- 定期的に心肺蘇生法の講習会に参加している。
- 頭部を強打した場合に、注意すべき「セカンドインパクト症候群」について理解している。
- 熱中症予防のため、休息や水分補給を意図的に行うとともに、生徒に対し啓発している。
- 不適切な指導がどのような指導かを具体的に知っている。
- 生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは行っていない。
- パワーハラスマントやセクシャルハラスマントと判断される言葉や行為に注意し、指導している。
- 自分の実践や経験による指導だけでなく、科学的な理論や根拠に基づいた指導法や指導内容を導入している。
- 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質・能力の向上を図っている。
- トレーニングで身体に負荷をかけた後、適切な栄養と休養を取ると、それまでの体力水準より高い水準まで回復することを知っている。（超回復の原理）
- トレーニングの三原理、五原則を理解し実践している。

（「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」より）

【参考 全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程】

(1) 趣 旨

参加を承認する精神は、あくまで少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2) 条 件

- ① 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ② 合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。
- ④ 個人種目のない以下の7競技は以下のとおりとする。

バスケットボール（5）、サッカー（11）、バレーボール（6）、ハンドボール（7）
軟式野球（9）、ソフトボール（9）、アイスホッケー（11）

※（ ）内の人数を下回った場合に原則として合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消についても柔軟に対応すること。

- ⑤ チーム名は校名連記とする。
- ⑥ 参加申し込み手続きは、該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者（コーチ）とする。（令和5年3月3日理事会決定）

なお、代表引率・監督は、校長・教員しかなれない。（令和6年3月8日理事会(2)⑦一部訂正）

★ 上記の実施にあたり、

- (1) 各都道府県中体連においては、合同チーム全国中学校大会参加の趣旨をふまえ、参加状況を十分に把握しておく。
- (2) 実施していく過程で生じる問題については、各都道府県中体連の実態に応じて趣旨をふまえて対処するとともに、（公財）日本中体連とともに検討していく。
- (3) 部活動指導員・外部指導者（コーチ）は代表監督にはなれない。また、代表引率になることもできない。
- (4) 部活動指導員として複数校に勤務する場合、中学校体育連盟が主催する大会で引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。

【参考 全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程】

(1) 趣 旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。区市町村もしくは都道府県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

令和6年3月8日理事会文章修正

(2) 条件

- ① (公財) 日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規定」(別紙) に該当している。
- ② 参加者は、開催年度の大会開催基準7の参加資格を満たしている。
- ③ 拠点校は、都道府県中体連に加盟している。
- ④ 拠点校としての大会参加が、都道府県中体連に承認している。
- ⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者(コーチ)とする。

(令和4年12月6日理事会決定)

【参考 別紙 全国中学校体育大会参加可能な拠点校部活動について】

令和5年2月17日

(公財) 日本中学校体育連盟

すべての中学生に運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わわせる機会を保障するために、全国大会に出場することができるよう道を開くとの観点から、拠点校部活動について以下のように整理する。

1 授業主体と実施主体

実施の授業主体は、区市町村教育委員会または都道府県教育委員会、区市町村中学校長会または都道府県中学校長会(以下、事業主体)とする。

実施主体は、区市町村立中学校・義務教育学校とする。

2 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

3 実施期間

原則1年間(年度単位)とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

4 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

(1) 参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

(2) 大会等への参加

登録については(拠点校のみの登録か関係学校すべての登録)、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

(3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(4) 安全管理

- ・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- ・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
- ・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。



学校部活動や地域クラブ活動で何かお困りのこと、指導を進めるうえでお悩みのことがあれば、下記連絡先にご相談ください。

<教育委員会>

伊達市教育委員会学校教育課 024-573-5824 024-573-5833

<中学校>

伊達市立伊達中学校 024-583-3025

伊達市立梁川中学校 024-577-2161

伊達市立松陽中学校 024-575-3204

伊達市立桃陵中学校 024-576-6353

伊達市立靈山中学校 024-586-1327

伊達市立月館学園中学校 024-571-1227

<小学校>

伊達市立伊達小学校 024-583-3028

伊達市立伊達東小学校 024-583-3024

伊達市立梁川小学校 024-577-1124

伊達市立堰本小学校 024-577-0323

伊達市立栗野小学校 024-577-0247

伊達市立大田小学校 024-576-3571

伊達市立保原小学校 024-575-3281

伊達市立上保原小学校 024-576-2319

伊達市立柱沢小学校 024-576-3013

伊達市立掛田小学校 024-586-1316

伊達市立小国小学校 024-586-1144

伊達市立月館学園小学校 024-571-1228